



広報 まつざき

お知らせ版

令和3年10月14日(木)第383号
毎月中旬・下旬発行 全戸配布
発行 松崎町企画観光課
電話 42-3964(直通)
E-mail kankou@town.matsuzaki.lg.jp
URL https://www.town.matsuzaki.shizuoka.jp/

園児の募集について

町では、令和4年度に松崎幼稚園と聖和保育園へ入園を希望される園児を、次のとおり募集します。

【松崎幼稚園】 ★受付期間：11月1日(月)～11月30日(火)



【対象児】平成28年4月2日から平成31年4月1日までに生まれた幼児

【募集内容】3歳児、4歳児、5歳児を募集します。

【受付場所】松崎幼稚園(TEL43-0023)

【その他】・申請書は、幼稚園または教育委員会に用意してある他、町ホームページにも掲載しています。
・健康診断などの日程については、後日幼稚園からお知らせします。

【問合せ】松崎幼稚園(TEL43-0023)、教育委員会(TEL42-3971)

【聖和保育園】 ★受付期間：11月1日(月)～11月30日(火)

【対象児】平成28年4月2日以降に生まれた、入園時において満1歳以上となる幼児

【入園基準】児童の保護者が、1カ月48時間以上労働している場合、妊娠・出産、同居親族の介護などにより、児童が保育を必要と認められる場合に入園できます。

【募集人員】定員は、在園児を含み80人となっていますので、応募状況により調整をさせていただくことがあります。

【受付場所】健康福祉課(TEL42-3966)、聖和保育園(TEL42-0156)

【その他】・申込書は、健康福祉課または聖和保育園に用意してある他、町ホームページにも掲載しています。
・年度途中の入園を希望される方も、今回の受付期間内に応募してください。

【問合せ】健康福祉課(TEL42-3966)

家屋などを取り壊した場合は届け出が必要です

固定資産税は、毎年1月1日現在の状況で課税されますので、12月末日までに住宅や倉庫などの家屋の全部または一部を取り壊したときは、忘れずに届け出をしてください。

◎登記してある家屋の場合

法務局で家屋の滅失登記をしてください。登記が完了すると法務局から役場に通知されますので、役場への届け出は必要ありませんが、登記が12月末日までに間に合わない場合は、窓口税務課に滅失の届け出をしてください。

◎登記していない家屋の場合

窓口税務課に滅失の届け出をしてください。

【問合せ】窓口税務課(TEL42-3968)

あったカフェ(認知症キャラバンメイト主催)

町民の方が自由に参加できる集いの場「あったカフェ」を開催します。物忘れ予防や情報交換、介護や認知症に関するお話しをしませんか。**必ずマスク着用でお越しください。**

【日時】11月8日(月) 13:30～15:30 ※開催時間中、出入り自由です。

【場所】環境改善センター 喫茶コーナー

【その他】発熱や体調不良などの場合は参加を控えてください。新型コロナウイルス感染症などの流行で中止となる場合があります。飲み物が必要な方はご持参いただくか喫茶コーナーをご利用ください。

※認知症の相談員さん(ふれあい南伊豆ホスピタル)も参加します。

《物忘れチェック(1人5分程度)》 中北薬品さんのご協力で簡単な物忘れ検査を行います。

【問合せ】健康福祉課(地域包括支援センター)(TEL42-3966)



インボイス制度説明会のご案内 参加無料・要事前予約

令和5年10月1日から、現在の区分記載請求書等保存方式から、適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)が実施され、インボイスを発行できる「適格請求書発行事業者」となるための登録申請手続は、**令和3年10月から受付が開始されます。**

事業者の皆さまには、インボイス制度について理解を深めていただき、インボイス制度の実施に向けて必要な準備を進めていただくため、インボイス制度説明会を開催しますので、ぜひご参加ください。

- 【日 時】 ①10月22日(金) 14時00分～15時00分
②11月29日(月) 10時00分～11時00分
③12月21日(火) 14時00分～15時00分

【開催場所】 下田税務署(下田市六丁目3番26号)

【定 員】 各回 15人

【そ の 他】 ・新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては中止する場合があります。
・定員に達した時点で、予約の受付を終了させていただきます。

【問 合 せ】 下田税務署 法人課税部門(Tel22-0863[直通])

図書館だより

《新刊図書のご案内》

〈一般〉

◎みとりねこ

有川 ひろ 著 / 講談社

◎九十八歳。戦いやまず日は暮れず

佐藤 愛子 著 / 小学館

◎簡単にはじめる手作り燻製

燻製道士 著 / 世界文化ブックス

〈児童〉

◎捨てないパン屋の挑戦

井出 留美 著 / あかね書房

◎ようかいむらのずんちゃかおながくかい

たかい よしかず 作・絵 / 国土社

◎秋

かこ さとし 文・絵 / 講談社

【問 合 せ】 図書館(Tel42-3972)



10/27~11/9は
読書週間です

公益活動を応援します

丸高愛郷報徳基金は、松崎町や周辺市町において、地域のために公益活動を行っている団体やグループに対して、その活動費用の一部を助成しています。

地域振興や地域資源の活用、地域交流や教育、福祉など、幅広い分野を対象にしていますので、希望者はご連絡ください。

【募集期間】 10月1日(金)～12月25日(土) ※後期

【対 象 者】 営利を目的としない団体・グループ

【対象事業】

次の分野の公益活動に助成します。

- ①地域の農林水産、観光の振興発展に関する活動
- ②児童、青少年の健全な育成に関する活動
- ③地域の交流促進や防災、福祉の向上に関する活動
- ④国内の事故・災害などの被害者を支援する活動
- ⑤上記に関する研修会や講演会の開催など

【問 合 せ】

丸高愛郷報徳基金

業務執行理事 鈴木(Tel42-1288)

林業退職金共済制度へ加入しませんか

林業退職金共済制度(林退共)は、昭和57年に発足した林業界で働く方のために国が作った退職金制度です。

この制度は、事業主の方々が、従事者の働いた日数に応じて掛け金となる共済証紙を共済手帳に貼り、その従事者が林業界をやめたときに林退共から退職金を支払うという、いわば林業界全体の退職金制度です。

○掛け金は、税法上について、法人では損金、個人企業では必要経費となります。

○掛け金の一部を国が免除します。

○雇用事業主が変わっても退職金は企業間を通算して計算されます。

【問 合 せ】

独立行政法人勤労者退職金共済機構

林業退職金共済事業本部(Tel03-6731-2889)

「静岡県最低賃金」改正のお知らせ

静岡県内の事業場で働く(パート・アルバイトなど含む)全ての労働者に適用される「静岡県最低賃金」が改正され、令和3年10月2日から「時間額913円」となりました。

なお、特定の産業には、特定(産業別)最低賃金が定められています。

詳細は、静岡労働局賃金室または三島労働基準監督署までお問い合わせください。

【問 合 せ】

静岡労働局賃金室(Tel054-254-6315)

三島労働基準監督署(Tel055-986-9100)